

別添

県庁舎防火設備点検業務仕様書

- 1 業務期間 令和8年4月1日から令和11年1月31日まで
なお、令和8年度、令和9年度の業務はそれぞれ当該年度の1月31日までに、完了すること。

- 2 業務の場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地ほか
詳細は以下の対象施設のとおり（以下「対象施設」という。）

対象棟	防火設備	
	防火扉	防火シャッター
本庁舎	26	5
議会棟	12	0
議会棟別館	5	2
第2庁舎	47	3

3 業務の概要

本業務は「公共建築物の安全確保の徹底」を期すことを目的として2に示す防火設備（防火扉、防火シャッター等。以下「防火設備」という。）について、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第4項に基づいて点検を行う。法の適合状況、維持管理の状況、腐食その他の劣化損傷の状況について点検することとし、点検頻度は契約期間中、各年度1回（計3回）とする。

4 一般共通事項

(1) 関係法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるもののほか本業務に適用される関連法令及び下記の基準等に準拠して行う。

また、鳥取県環境管理システムの環境方針に沿って、環境負荷の低減に努めるとともに、省資源、省エネルギーに配慮すること。

ア 特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）

（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）

イ 防火設備定期検査業務基準

（一般財団法人日本建築防災協会発行）

ウ 建築保全業務共通仕様書（令和5年版）（以下「共通仕様書」という。）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、一般財団法人建築保全センター発行）

エ 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（令和7年版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、一般財団法人建築保全センター発行）

5 業務内容

(1) 業務責任者

受注者は、契約締結後速やかに次のいずれかの資格を有する者を業務責任者として選任し、業務責任者選任（変更）通知書（仕様書様式第1号）により発注者に通知すること。

なお、業務責任者を変更したときも同様とする。

ア 一級建築士

イ 二級建築士

ウ 防火設備検査員（法第12条に基づく）

(2) 業務担当者

受注者は、委託対象施設で業務を行う者の中から業務担当者（以下「業務担当者」という。）

を選任し、業務計画書に明記すること。

なお、業務担当者は、業務責任者と兼任してもよい。

(5) 業務計画書

ア 業務責任者は、本業務着手前に業務計画書を発注者に1部提出し、承諾を得ること。

イ 業務計画書には、本仕様書に基づき、次の事項を記載すること。

(ア) 委託業務概要

(イ) 業務実施体制、緊急時の連絡体制

(協力者が有る場合は、協力者の概要、担当業務内容及び担当者)

(ウ) 点検作業要領

(業務実施工程表、業務責任者等の資格一覧、点検計画等)

(エ) その他、発注者が必要に応じ指定する事項

ウ 業務計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

(6) 業務実施特記事項

点検に当たって次に挙げる項目について、特に留意すること。

ア 点検日程については発注者と調整し、消防法令に基づく消火設備、防火防排煙設備の点検など、他の関連する点検業務受注者・関係者との連携を図ること。

イ 計画通知書や竣工図あるいは現状の平面図等の設計図書等を参考に点検計画図、点検結果図(1/200~1/300程度)を作成すること。

なお、作成に当たり、前回定期点検以後の増・改築、用途変更、修繕、模様替え等については特に注意する(必要な図面調査、現地調査を行う。)こと。

ウ 前回までの定期点検結果に関する書類等によって防火設備の内容、設置位置及び前回の定期点検時にあった不具合等を把握し、特に経年劣化が予想される部位を可能な限り事前にリストアップするとともに、その内容についても把握すること。

エ 点検終了後、点検者が操作した防火設備については点検前の状態に復旧し、機能が十分に発揮できるようにしておくこと。

オ 防火設備を点検する者は業務責任者と同様の資格を有する者とする。

(7) 留意事項

ア 受注者は、本業務の実施に当たっては施設の運営等に支障を生じないように、作業日時、作業内容、作業方法等について発注者と十分協議するとともに、作業中の事故等の防止に努めること。

イ 作業を行う上で、施設の汚染又は損傷の恐れのある場合は適切な方法で養生を行い、作業完了後には作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

ウ 本業務により発見した破損、故障等は、ただちに発注者に報告(指摘事項一覧表に準じた項目について記載)するとともに、必要に応じた措置を行うこと。

エ 点検に当たり、工具、計測機器等の機材やグリス等の必要となる資機材については、受注者の責において準備すること。

オ 脚立や折りたたみ梯子などにより高所作業を行う場合には、ヘルメット(安全帽)等を着用すること。

カ 足もとが腐食している箇所又は酸欠のおそれのある地下部分、特殊な危険物の貯蔵箇所等立入ると危険と判断される場合には、受注者はその旨を発注者に報告するとともに、報告書にその旨を記載すること。

キ 点検業務を行う上で特殊な足場等の設置が必要になった場合は、随時協議を行う。

(8) 点検結果

当該年度の点検結果等を下記の表のとおり作成し、成果品(各年度1回 計3回)として業務完了後20日以内に提出すること。

なお、提出方法としては、原則PDF等の電子データに変換し、CD-R、電子メール等の媒体により発注者に1部提出すること。

区 分	規 格
指摘事項一覧表	A 4 版 (任意様式)
定期点検報告書 定期点検結果報告書 防火設備管理表 点検記録表 点検結果図 関係写真	A 4 版 (点検様式 1) A 4 版 (任意様式) A 4 版 (点検様式 2 - 1 ~ 2 - 4) A 3 版 (点検様式 3) A 4 版 (点検様式 4)
業務打合せ記録 ※破損、故障等によるものは 点検完了後適宜提出とする	A 4 版 (任意様式)

ア 指摘事項一覧表

対象施設の点検結果の一覧表を作成する。表には下記に挙げる項目について記入する。

- (ア) 対象施設
- (イ) 点検による指摘の概要
- (ウ) 防火設備の概要 (点検対象に限る)
- (エ) 是正するための改善方法
- (オ) 概算工事費
- (カ) 備考

イ 定期点検報告書

点検様式 1 から 4 により定期点検報告書 (定期点検結果報告書、防火設備管理表、点検記録表、点検結果図、関係写真) を作成する。なお、防火設備管理表については、点検対象の防火設備に対して管理番号をふり管理を行う。

また、本業務により発見・確認された劣化 (破損、故障等) 及び法令等に不適合な箇所についてデジタルカメラにより記録すると共に、関係写真 (点検様式 4) を取りまとめる。

さらに、点検計画図に位置及び不適合等の概要を記載した点検結果図 (点検様式 3) を作成する。

点検状況写真を各施設 2 か所以上記録し、別途提出 (点検様式 4 を準用) する。

ウ 業務打合せ記録 (及び報告書)

業務責任者と発注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面 (打合せ記録簿) に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、(7) ウによる破損、故障等の報告書は点検完了後、すみやかに業務打ち合わせ記録として整理・作成 (記載内容は指摘事項一覧表の項目に準じる) し、発注者に提出すること。

(9) 業務完了通知書、検査及び委託業務料の支払

ア 受注者は、当該年度の業務完了後、20日以内に業務完了通知書 (仕様書様式第 2 号) を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。

イ アの検査合格後、受注者は発注者に当該年度に係る請求書を速やかに提出し、発注者は正当な請求書を受理した日から 30 日以内に、受注者に請求に係る業務委託料を支払う。

ウ 各年度の請求額は、本業務に係る契約金額を 3 で除した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) とする。

なお、各年度の請求金額の合計金額が本業務に係る契約金額に満たない場合は、当該不足額を初年度の請求時に併せて請求する。

(10) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けず、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料総額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契

約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(11) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議して定める。

点検様式 1

定期点検結果報告書（防火設備）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 〇〇 〇〇 様

住所
氏名
電話番号

印

下記のとおり建築基準法第 12 条第 4 項の規定による定期点検を実施したので報告します。

記

【1. 対象施設】

【イ. 名称】

【ロ. 所在地】

【2. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（ 既存不適格） 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【3. 防火設備の概要（点検対象に限る）】

<input type="checkbox"/> 防火扉（ 箇所）	<input type="checkbox"/> 防火シャッター（ 箇所）
<input type="checkbox"/> 耐火クロススクリーン（ 箇所）	<input type="checkbox"/> ドレンチャー（ 箇所）

【4. 点検者】

（代表となる点検者）

【イ. 氏名（フリガナ）】

【ロ. 資格】

（ ） 建築士 （ ） 登録第 号
防火設備検査員 第 号

（その他の点検者）

【イ. 氏名（フリガナ）】

【ロ. 資格】

（ ） 建築士 （ ） 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【5. 備考】

点検記録表
(防火扉)

※ここに施設名及び棟名を記入して下さい

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考
			指摘なし ○、点検対象なし	要正×	既存不 適格△	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況			
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況			
(4)		危害防止装置	作動の状況			
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(6)			感知の状況			
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(9)			結線接続の状況			
(10)			接地の状況			
(11)			予備電源への切り替えの状況			
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(13)			容量の状況			
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(15)	再ロック防止機構の作動の状況					
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況			
(17)			防火区画の形成の状況			

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- 取消線で抹消してある点検事項については定期検査の項目の為、点検不要です。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- 「点検結果」欄は、国交告H28告示第723号別表第1(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「要正」欄は、国交告H28告示第723号別表第1(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ろ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に×印を記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[5]に該当しない場合に○印(点検項目がない場合は“-”)を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、建築基準法第3条第2項の規定を受けているものであることが確認されたときは、△印を記入してください。
- 「上記以外の点検項目」欄は、国交告H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、点検の結果、要正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を点検様式3の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式3の様式は他の点検様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要正とされた部分を撮影した写真を点検様式4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式3の様式に明記してください。

点検記録表
(防火シャッター)

※ここに施設名及び棟名を記入して下さい

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考
			指摘なし ○、点検対象なし	要正×	既存不 適格△	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)		感知の状況				
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)			予備電源への切り替えの状況			
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- 取消線で抹消してある点検事項については定期検査の項目の為、点検不要です。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- 「点検結果」欄は、国交告H28告示第723号別表第2(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「要正」欄は、国交告H28告示第723号別表第2(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ろ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に×印を記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[5]に該当しない場合に○印(点検項目がない場合は“-”)を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、建築基準法第3条第2項の規定を受けているものであることが確認されたときは、△印を記入してください。
- ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- 「上記以外の点検項目」欄は、国交告H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[4]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[4]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、点検の結果、要正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を点検様式3の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式3の様式は他の点検様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要正とされた部分を撮影した写真を点検様式4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式3の様式に明記してください。

点検記録表
(耐火クロススクリーン)

※ここに施設名及び棟名を記入して下さい

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考
			指摘なし ○、点検対象なし	要正×	既存不適格△	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(11)			作動の状況			
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(13)		感知の状況				
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(15)			結線接続の状況			
(16)			接地の状況			
(17)			予備電源への切り替えの状況			
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(19)			容量の状況			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況				
(23)		防火区画の形成の状況				

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- 取消線で抹消してある点検事項については定期検査の項目の為、点検不要です。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- 「点検結果」欄は、国交告H28告示第723号別表第3 (イ) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「要正」欄は、国交告H28告示第723号別表第3 (イ) 欄に掲げる点検項目について同表 (ロ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (ニ) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に×印を記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[5]に該当しない場合に○印(点検項目がない場合は“-”)を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、△印を記入してください。
- 「上記以外の点検項目」欄は、国交告H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、点検の結果、要正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を点検様式3の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式3の様式は他の点検様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要正とされた部分を撮影した写真を点検様式4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式3の様式に明記してください。

点検記録表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

※ここに施設名及び棟名を記入して下さい

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

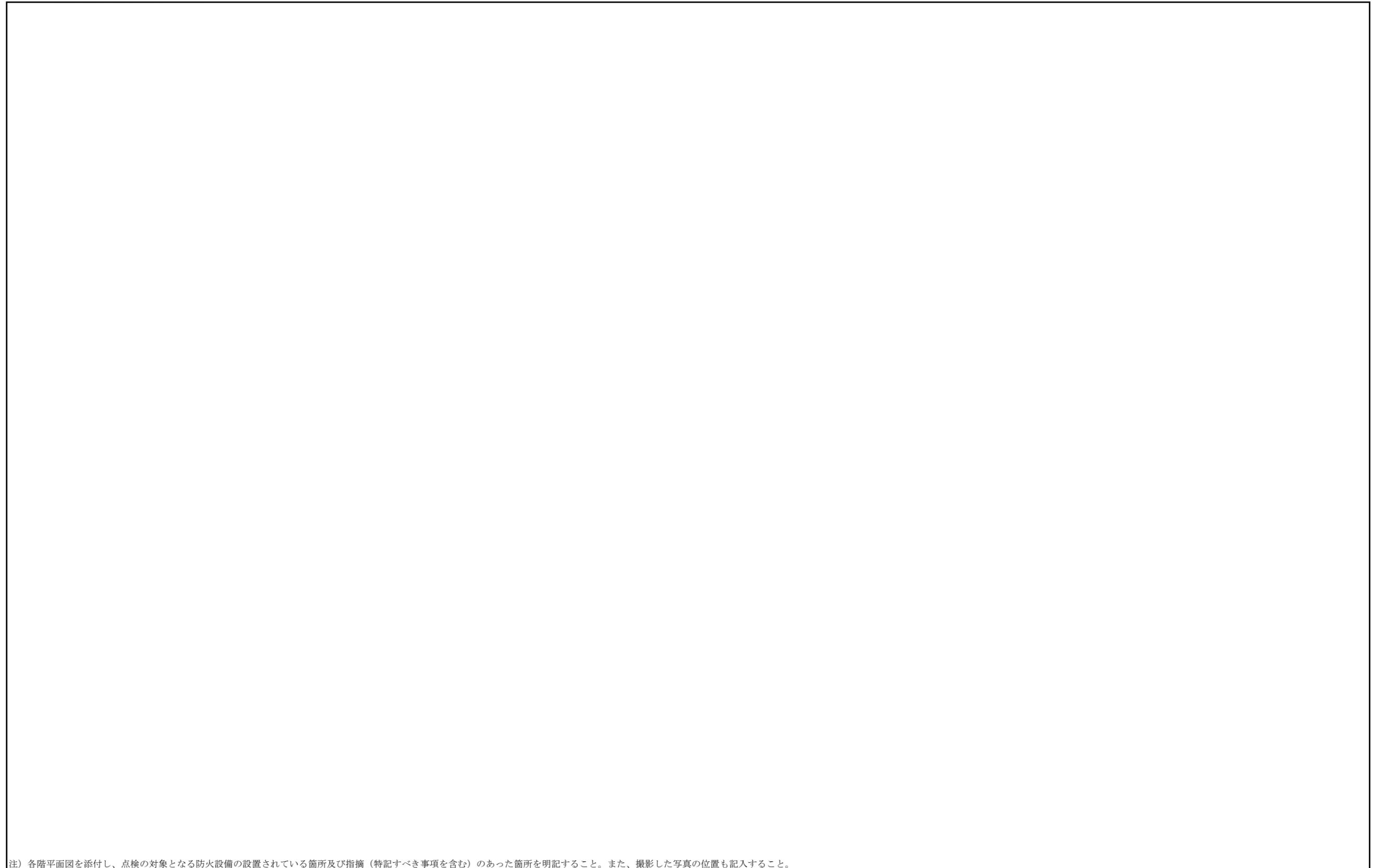
番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考
			指摘なし ○、点検対象なし	要是正×	既存不適格△	
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況			
(4)		排水設備	排水の状況			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況			
(6)			給水装置の状況			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			ポンプ及び電動機の状況			
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)			結線接続の状況			
(19)			接地の状況			
(20)			予備電源への切り替えの状況			
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(22)			容量の状況			
(23)		自動作動装置	設置の状況			
(24)		手動作動装置	設置の状況			
(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況			
(26)			防火区画の形成の状況			

特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- 取消線で抹消してある点検事項については定期検査の項目の為、点検不要です。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- 「点検結果」欄は、国交告H28告示第723号別表第4(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、国交告H28告示第723号別表第4(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ろ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に×印を記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[5]に該当しない場合に○印(点検項目がない場合は“-”)を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、△印を記入してください。
- 「上記以外の点検項目」欄は、国交告H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を点検様式3の様式に従い添付し、ドレンチャーの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式3の様式は他の点検様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式3の様式に明記してください。

※ここに施設名及び棟名を記入して下さい



注) 各階平面図を添付し、点検の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。また、撮影した写真の位置も記入すること。

関係写真
(防火設備)

※ここに施設名及び棟名を記入して下さい

部位	番号	点検項目	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

部位	番号	点検項目	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

(注意)

- [1] この書類は、点検の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式2-1～2-4の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

仕様書様式第 1 号

業務責任者選任（変更）通知書

鳥取県知事

様

次のとおり業務責任者を選任（変更）したので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住所
名称
代表者

委託業務の名称	県庁舎防火設備点検業務
委託業務の場所	鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地ほか
業務期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
業務責任者氏名	

※ 以下の書類を本書に添付すること。

- 受注者との雇用関係を証するもの（雇用保険被保険者証の写し等）
なお、雇用関係を証するために必要な情報以外の個人情報、復元できない程度にマスキングを施すこと。
- 点検をする上で必要となる次のいずれかの資格証の写し
一級建築士、二級建築士、防火設備検査員（建築基準法昭和 25 年法律第 201 号第 12 条に基づく）

仕様書様式第2号

業務完了通知書

鳥取県知事

様

次のとおり業務が完了したので通知します。

令和 年 月 日

受注者住所
名称
代表者

委託業務の名称	県庁舎防火設備点検業務
委託業務の場所	鳥取県鳥取市東町一丁目220番地ほか
業務期間 (当該年度：令和 年度)	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
委託業務完了年月日 (当該年度：令和 年度)	令和 年 月 日
業務委託料 (当該年度：令和 年度)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額 円) 〔 円 〕 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額 円)